

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月13日
【四半期会計期間】	第74期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社スクロール
【英訳名】	Scroll Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀田 守
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号
【電話番号】	053(464)1114(直通)
【事務連絡者氏名】	経営統括部経営企画課長 山下 政彦
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号
【電話番号】	053(464)1114(直通)
【事務連絡者氏名】	経営統括部経営企画課長 山下 政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第1四半期連結 累計期間	第74期 第1四半期連結 累計期間	第73期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	17,544	15,831	68,253
経常利益 (百万円)	1,039	22	233
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (百万円)	533	51	517
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	529	37	367
純資産額 (百万円)	23,356	22,875	23,059
総資産額 (百万円)	35,828	35,141	35,775
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失() (円)	16.12	1.54	15.63
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.1	65.0	64.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第73期第1四半期連結累計期間及び第73期は潜在株式が存在しないため、第74期第1四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国の経済は、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費に弱い動きがみられましたが、設備投資が増加し、雇用情勢や企業業績が改善し、総じて緩やかな回復基調を見せています。

小売業界におきましては、消費税増税により消費者マインドは低下し、専門商品、高価格商品を中心に厳しい状況で推移しました。

このような事業環境のなか、当社グループは中期経営計画「SCROLL RENOVATION 2015」に基づき、成長戦略の中心に「シニア事業」「化粧品事業」「インターネット事業」を据え、顧客獲得のために販売促進を行っております。また、オフィス、情報システム、物流及び人材に関するインフラの構築を引き続き行っているところでございます。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、連結売上高15,831百万円（前年同四半期比9.8%減）となりました。利益面におきましては、連結営業損失76百万円（前年同四半期は連結営業利益941百万円）、連結経常利益22百万円（前年同四半期比97.8%減）、連結四半期純損失51百万円（前年同四半期は連結四半期純利益533百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

なお、セグメント別の売上高は連結相殺消去後の数値を、セグメント利益又は損失は、連結相殺消去前の数値を記載しております。

通販アパレル事業

通販アパレル事業におきましては、昨年創刊したシニア向けカタログ『Brillage』の顧客定着化を促進するため、ページや品目、商材を拡大するとともに、創刊1周年企画を展開するなど、各種販売促進活動に注力してまいりました。生協販売におきましては、新たな商材開発やファッション情報の収集拠点としてロサンゼルス事務所を開設し、商品企画や商品調達基盤の整備に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は6,959百万円（前年同四半期比7.1%減）となり、セグメント利益は324百万円（同55.6%減）となりました。

通販インナー事業

通販インナー事業におきましては、ナショナルブランドの高機能商材などの品揃えを拡充し販売に取り組んでまいりました。生協販売におきましては、日本製品などの高付加価値商品の開発を継続し、定番商品のリニューアルなどに取り組んでまいりました。

しかしながら、消費税増税後の消費活動の低迷は予想以上に厳しく、売上高は1,827百万円（同25.4%減）となり、セグメント利益は61百万円（同49.6%減）となりました。

通販LF事業

通販LF事業におきましては、ロリータファッションを取り入れたインテリア商材の販売を開始し、新たな顧客層のニーズを満たす商品の開発に取り組んでまいりました。また、高級ブランドバッグ等のECサイト『AXES』では、販売促進活動に注力するとともに在庫適正化にも取り組んでまいりました。生協販売におきましては、お客様のニーズに合った商品開発や品質管理体制の強化などに取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は3,698百万円（同4.7%減）となり、セグメント損失は107百万円（前年同四半期はセグメント利益207百万円）となりました。

通販H&B事業

通販H&B事業におきましては、ナショナルブランド化粧品の新たな仕入ルートを開拓し、品揃えの拡充を図るとともに、オリジナル化粧品の開発やリニューアルに取り組んでまいりました。また、健康食品の販売では、これまでの宣伝広告の効果を検証し、より効果的な広告展開を実施いたしました。

しかしながら、高額商品を中心とした消費税増税に伴う反動減の影響により、売上高は1,685百万円（前年同四半期比27.8%減）となり、セグメント損失は311百万円（前年同四半期はセグメント損失5百万円）となりました。

ソリューション事業

ソリューション事業におきましては、新規の物流受託や後払い決済サービスの営業強化に取り組んでまいりました。また、物流の品質向上や効率化に向けたフルフィルメント基盤の強化、後払い決済サービスにおける与信審査の効率化および精度向上など、将来に向けた投資を進めてまいりました。

以上の結果、売上高は1,656百万円（前年同四半期比21.6%増）となり、セグメント利益は105百万円（同700.5%増）となりました。

その他

その他事業におきましては、金融事業における保有債権の回収に専念しております。

以上の結果、営業収益は4百万円（同83.0%減）となり、セグメント利益は24百万円（同44.0%減）となりました。

（2）財政状態の分析

（資産）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は35,141百万円となり、前連結会計年度末に比べ634百万円減少しました。これは主に流動資産におけるたな卸資産の増加及び現金及び預金の減少によるものであります。

（負債）

負債は12,265百万円となり、前連結会計年度末に比べ449百万円減少しました。これは主に流動負債における引当金及び預り金の減少、法人税等の納付によるものであります。

（純資産）

純資産合計は22,875百万円となり、前連結会計年度末に比べ184百万円減少し、自己資本比率は65.0%となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社は、平成26年5月30日開催の第73期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」について、その有効期間を3年間として承認され、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。以下、その概略をご説明いたします。

基本方針の内容（会社の事業の方針等の決定を支配する者のあり方）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能な者であるべきものと考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としております。この価値はお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切な情報の活用・管理等が欠かせません。

当社は平成26年3月期を初年度とし、平成28年3月期を終了年度とする中期経営計画「SCROLL RENOVATION 2015」をスタートさせております。中期経営計画は、顧客開拓のための販売促進投資と事業基盤を整備するインフラ投資を先行的に行うことを目的としており、後半以降に投下資本以上の利益を回収しようとするものです。この中期経営計画を完遂すべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

不適切な者によって事業方針等の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な者によって大規模買付行為が行われることを防止するため、その買付ルールを設けるとともに、その対抗措置を定めています。

）大規模買付ルールの概要

（a）意向表明書の提出

大規模買付を行おうとする場合には、大規模買付行為の概要を明示し、買付ルールに従う旨の表明のある意向表明書を提出していただきます。

（b）大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者の概要、買付の目的、買付後の経営方針等の情報を提供していただきます。

(c) 取締役会による評価

次に、当社取締役会は、情報提供を受けたのち60日間又は90日間のあいだに評価、検討、買付条件の交渉・協議、意見形成、代替案の提出などを検討し、実施します。なお、30日間を限度として検討期間を延長することがあります。

(d) 独立委員会への情報提供と勧告

当社は、当社取締役会が公正中立な判断をするために、取締役会から独立した機関として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、上記(a)～(c)に掲げる事項を行うときは、独立委員会に情報提供するとともに、独立委員会から提出される勧告を最大限尊重します。

① 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

当社取締役会は、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合(濫用的買付者の場合)には、対抗措置をとることもあります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で株主割当てによる新株予約権を発行するなどの対抗措置を決定することとします。

(c) 対抗措置を発動する手続き

当社取締役会が大規模買付行為の開始に対抗する具体的措置の発動を決議するには、独立委員会に対しその発動の是非を諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

また、当社取締役会は、自らの判断により、又は独立委員会の勧告により、株主意思確認総会を開催することがあります。

本買収防衛策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの説明

本買収防衛策(以下「本プラン」といいます。)が基本方針に沿い、企業価値・株主共同の利益に合致し、役員地位の維持を目的とするものではないこと理由は以下に掲げるとおりです。

① 経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、また経済産業省の企業価値研究会が公表した平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっています。

② 本プランは、企業価値・株主共同の利益の確保、向上を目的としています。

③ 継続的な情報開示を行い、透明性を確保しています。

④ 本プランは、株主総会決議により導入されたもので、株主の皆様のご意思を反映したものです。また、対抗措置発動時にも株主総会を開催し株主の皆様意思を確認する場合があります。

⑤ 取締役会の判断の客観性、合理性が確保されています。対抗措置発動の手続きを定め、独立委員会の勧告を最大限尊重し、そして適宜情報開示を取締役に義務づけております。

⑥ デッドハンド型(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)・スローハンド型(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)の買収防衛策ではありません。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ(<http://www.scroll.jp/>)において開示しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の金額は、1百万円であります。

これは、ソリューション事業における通販システムパッケージのリニューアルに伴う研究開発によるものです。

(5) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	34,320,650	34,320,650	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	34,320,650	34,320,650	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年5月30日
新株予約権の数	3,050個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	305,000株
新株予約権の行使時の払込金額	267円 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年5月31日 至 平成32年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 267円 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の取締役又は執行役員の中のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1個当たり100株とする。

平成26年6月16日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	34,320,650	-	5,812	-	7,221

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 596,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,688,400	336,884	-
単元未満株式	普通株式 35,450	-	-
発行済株式総数	34,320,650	-	-
総株主の議決権	-	336,884	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」により、野村信託銀行株式会社(スクロール従業員持株会専用信託口)が前事業年度末において保有する当社株式516,900株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社スクロール	静岡県浜松市中区 佐藤二丁目24番1号	596,800	-	596,800	1.74
計	-	596,800	-	596,800	1.74

(注) 当第1四半期会計期間末(平成26年6月30日)の自己株式数は、596,900株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.74%)となっております。また、このほか当第1四半期会計期間における四半期連結財務諸表において、自己株式として処理している野村信託銀行株式会社(スクロール従業員持株会専用信託口)所有の当社株式が445,100株あります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条第2項により、第20条及び第22条第3号については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,957	930
売掛金	11,748	11,448
たな卸資産	5,598	6,198
その他	2,456	2,190
貸倒引当金	105	109
流動資産合計	21,655	20,657
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,427	4,365
土地	4,600	4,600
その他(純額)	1,344	1,686
有形固定資産合計	10,372	10,652
無形固定資産	1,356	1,324
投資その他の資産		
その他	2,864	2,976
貸倒引当金	472	469
投資その他の資産合計	2,392	2,506
固定資産合計	14,120	14,483
資産合計	35,775	35,141
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,767	2,151
短期借入金	100	100
未払金	4,919	5,527
未払法人税等	148	65
引当金	271	181
その他	1,128	911
流動負債合計	9,335	8,937
固定負債		
長期借入金	2,401	2,376
引当金	292	268
退職給付に係る負債	555	573
その他	131	109
固定負債合計	3,380	3,327
負債合計	12,715	12,265

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,812	5,812
資本剰余金	7,185	7,163
利益剰余金	9,994	9,777
自己株式	631	590
株主資本合計	22,361	22,162
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	569	658
繰延ヘッジ損益	70	4
為替換算調整勘定	12	10
その他の包括利益累計額合計	651	663
新株予約権	-	0
少数株主持分	46	48
純資産合計	23,059	22,875
負債純資産合計	35,775	35,141

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	17,544	15,831
売上原価	10,634	9,578
売上総利益	6,910	6,253
販売費及び一般管理費	5,968	6,330
営業利益又は営業損失()	941	76
営業外収益		
受取利息	6	5
受取配当金	18	19
不動産賃貸料	16	4
業務受託手数料	25	28
為替差益	-	6
その他	48	44
営業外収益合計	114	108
営業外費用		
支払利息	4	4
不動産賃貸費用	3	2
為替差損	2	-
その他	6	2
営業外費用合計	16	9
経常利益	1,039	22
特別利益		
投資有価証券売却益	1	-
特別利益合計	1	-
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	3
投資有価証券売却損	0	-
その他	-	0
特別損失合計	0	3
税金等調整前四半期純利益	1,040	19
法人税、住民税及び事業税	344	58
法人税等調整額	154	9
法人税等合計	499	68
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	541	49
少数株主利益	7	1
四半期純利益又は四半期純損失()	533	51

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	541	49
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	88
繰延ヘッジ損益	11	74
為替換算調整勘定	3	1
その他の包括利益合計	11	12
四半期包括利益	529	37
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	521	39
少数株主に係る四半期包括利益	7	1

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債権の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債、及び利益剰余金への影響はありません。また、当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。

2. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。また、当第1四半期連結会計期間末の資本剰余金への影響はありません。

3. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を当第1四半期連結会計期間より適用しております。会計処理の適用については、同実務対応報告第20項に定める取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、当社から信託へ自己株式を処分した時点では処分差額を認識せず、信託から従業員持株会に売却された時点で処分差額を認識する方法(従来採用していた方法)によっております。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の経営成績、及び当第1四半期連結会計期間末の財政状態への影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

平成25年7月から約3年にわたり「スクロール従業員持株会」(以下「本持株会」といいます。)が取得する見込みの当社株式を、「スクロール従業員持株会専用信託口」(以下「信託口」といいます。)が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。

当該自己株式の取得・処分に関する会計処理については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債、収益及び費用については連結財務諸表に含めて計上しております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額

前連結会計年度133百万円、当第1四半期連結会計期間114百万円

当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前第1四半期連結累計期間該当なし、当第1四半期連結累計期間445千株

期中平均株式数 前第1四半期連結累計期間該当なし、当第1四半期連結累計期間501千株

の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	114百万円	148百万円
のれんの償却額	109	28

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月26日 取締役会	普通株式	165	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月3日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年4月30日 取締役会	普通株式	166	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月2日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(スクロール従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式に対する配当金2百万円を含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	通販 アパレル 事業	通販 インナー 事業	通販 L F 事業	通販 H & B 事業	ソリュー ション 事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	7,491	2,449	3,880	2,334	1,362	17,517	26	17,544	-	17,544
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	0	0	258	259	0	259	259	-
計	7,491	2,449	3,880	2,335	1,621	17,777	26	17,803	259	17,544
セグメント利益 又は損失()	732	122	207	5	13	1,070	43	1,113	73	1,039

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融事業を含んでおり
ます。

2. セグメント利益又は損失()の調整額には、セグメント間取引消去 34百万円及び投資不動産の
内部取引利益 39百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	通販 アパレル 事業	通販 インナー 事業	通販 L F 事業	通販 H & B 事業	ソリュー ション 事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	6,959	1,827	3,698	1,685	1,656	15,827	4	15,831	-	15,831
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	0	11	254	266	0	266	266	-
計	6,959	1,827	3,698	1,697	1,910	16,093	4	16,098	266	15,831
セグメント利益 又は損失()	324	61	107	311	105	72	24	97	74	22

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融事業を含んでおり
ます。

2. セグメント利益又は損失()の調整額には、セグメント間取引消去 31百万円及び投資不動産の
内部取引利益 42百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 ()	16円12銭	1円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	533	51
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額()(百万円)	533	51
普通株式の期中平均株式数(千株)	33,089	33,222
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため、当第1四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 野村信託銀行株式会社(スクロール従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第1四半期連結累計期間該当なし、当第1四半期連結累計期間501千株)。

2【その他】

平成26年4月30日開催の取締役会において、第73期期末配当金として1株につき5.0円(普通配当5.0円、総額166百万円)を支払う旨決議いたしました。なお、配当金の総額には、「野村信託銀行株式会社(スクロール従業員持株会専用信託口)」に対する配当金を含めておりません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月13日

株式会社 スクロール

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田宮 紳 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝口 隆 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクロールの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。